

議案第52号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校等設置条例（昭和39年鳥取県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立高等学校、鳥取県立特別支援学校及び鳥取県立中学校の設置について定めることを目的とする。

(鳥取県立特別支援学校の設置)

第3条 略

(鳥取県立中学校の設置)

第4条 鳥取県立中学校を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取県立まなびの森学園	鳥取市

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立高等学校及び鳥取県立特別支援学校の設置について定めることを目的とする。

(鳥取県立特別支援学校の設置)

第3条 略

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。